

みやま市地域おこし協力隊募集要項

【令和8年度】

1. 募集人員

瀬高農林漁業体験実習館 清水山荘スタッフ（1名）

2. 活動地域

みやま市内

3. 活動内容

瀬高農林漁業体験実習館 清水山荘スタッフ

(1) 清水山荘（宿泊施設）の利用受付及び施設の維持管理業務

- 施設利用の受付、接客その他管理・運営 など

(2) 清水山荘の企画運営業務

- 各種体験プログラム（農業体験や自然体験など）の企画・運営
- 事業者と連携した集客の取り組み
- ホームページやSNSを活用した情報発信 など



4. 募集条件

次の要件をすべて満たした方とします。

- (1) 応募時点で都市地域等（「特別交付税措置に係る地域要件確認表」のみやま市の要件を満たしている地域）に居住しており、みやま市に住民票を異動して居住できる人（都市地域かどうかの確認は、「特別交付税措置に係る地域要件確認表」をご覧ください）
- (2) 地域活性化に関心があり、地域活動に積極的に取り組むことができる人
- (3) Word や Excel 等パソコンの基本的な操作ができる人
- (4) 普通自動車運転免許を取得している人（AT 限定可）
- (5) 健康で、地域住民とコミュニケーションが図れる人
- (6) 地方公務員法第 16 条の規定に基づき、以下のいずれにも該当しない人
 - ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人が
 - ・みやま市として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない人
 - ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

5. 待遇等

待遇	内 容
職 名	地域おこし協力隊（地方公務員一般職）
任用根拠	地方公務員法第22条の2第1項第1号（会計年度任用職員パートタイム）
任用期間	<p>令和8年4月1日（もしくは採用日）～令和9年3月31日まで</p> <p>※年度ごとの任用で最長3年間任用されます。（ただし、機構改革や人員配置の見直しにより、職が廃止になった場合を除きます）また、成績不良の場合は、更新しないこともあります。</p> <p>※採用後1カ月は条件付採用となり、成績不良の場合は免職となります。</p> <p>※条例の改正により、報酬額などが変更になる場合があります。</p>
勤務地	瀬高農林漁業体験実習館 清水山荘
勤務日数	<p>週4日勤務（勤務日割振表により勤務日・週休日を決定します）</p> <p>※毎週水曜日及び年末年始は休日。 なお、宿泊予約がある場合は、他の清水山荘スタッフとローテーションで宿直業務を行ってもらいます。</p>
勤務時間	8：30～17：00（休憩45分）
待遇	<p>報酬額：月額202,092円程度。</p> <p>別途家賃補助あり（月額50,000円上限）</p> <p>勤務状況により別途、時間外手当、期末手当、通勤費の支給あり 1年間の勤務経験分を加味し、昇給する場合があります。</p> <p>なお、記載している報酬額は、人事院勧告に基づき職員の給与関係が改正されたものです。</p>
社会保険等	厚生年金、健康保険、雇用保険に加入
公務災害	市の非常勤職員の公務災害補償制度又は労働者災害補償保険のいずれかが適用されます。
住 居	<p>みやま市内に居住していただきます。</p> <p>※光熱水費等、生活に必要な費用は自己負担となります。</p>
活動車	公用車を準備しています。※使用は公務中に限ります。
服 務	<p>勤務の内外で、全体の奉仕者として守らなければならない「服務」が適用されることになります。具体的には、①服務の宣誓、②法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、③信用失墜行為の禁止、④守秘義務、⑤職務専念義務、⑥政治的行為の制限、⑦争議行為等の禁止といった内容となります。</p> <p>これらの服務規律に違反した場合は、懲戒処分の対象となります。</p>

兼業	<p>原則として兼業することが認められるが、「職務専念義務」や「信用失墜行為の禁止」等の服務規律の適用となるため、それに反する場合は認められません。確認のために、兼業に関し事前の届出が必要となります。</p> <p>※兼業が認められない場合の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・兼業を行うことによって職務の遂行に支障を来すおそれがある場合（本市と兼業先の勤務時間を合わせて、法定労働時間（1日8時間又は週40時間）を超える場合など） ・兼業を行うことで職務の公正を確保できなくなるおそれがある場合 ・兼業を行うことで本市の信用を損なうおそれがある場合
その他	<p>活動に必要なパソコンは、市が貸与します。また、旅費や消耗品等の経費についても、予算の範囲内で市が負担します。</p> <p>任期終了時に活動報告会を行います。</p>

※上記の報酬や休暇制度などは、本市の条例・規則によって定められています。条例・規則などが改正された場合は、変更になることがあります。

6. 応募

（1）応募受付期間

令和7年12月8日（月）から令和8年1月30日（金）

※1月30日（金）17時までに郵送または持参してください。

（2）応募書類

- ・みやま市地域おこし協力隊応募用紙
- ・住民票の写し
- ・運転免許証の写し

※応募用紙は、市のホームページからダウンロードできます。

※合否通知等に使用するため、メールアドレス及び電話番号は必ず記載してください。

※選考結果に関わらず、応募書類は返却しませんのでご了承ください。

（4）送付・問い合わせ先

〒835-8601 福岡県みやま市瀬高町小川5番地

みやま市役所 農林水産課「地域おこし協力隊担当」あて

☎0944-64-1522 E-mail：nousei@city.miyama.lg.jp

7. 選考

（1）第1次選考（書類選考）

選考結果は**令和8年2月11日（水）**までに、応募者全員に対しメールで通知します。

（2）最終選考（面接選考）

- ・第1次選考合格者は、面接による最終選考を実施します。
- ・日時及び場所については、第1次選考結果通知時にお知らせします。
- ・最終選考の結果は、選考後速やかにメール及び文書にて通知します。

特にこんな方を募集しています！

- * 農業の体験イベント等の企画に興味のある人
- * 行政・農業団体・商工観光団体等と信頼関係を築き、地域住民と一緒にとなって地域活性化に取り組む意欲のある人
- * スマートフォンやパソコン等でSNSを活用した情報発信のできる人
- * ホテルなどの宿泊施設でスタッフ経験のある人、防火管理者など宿泊施設に関連する資格を持っている人は、特に歓迎します！

活動内容 や 移住・定住 に関する お問い合わせは、お気軽にどうぞ！

問い合わせ先

〒835-8601 福岡県みやま市瀬高町小川5番地

みやま市役所農林水産課「地域おこし協力隊担当」あて
☎0944-64-1522 E-mail : nousei@city.miyama.lg.jp



みやま市マスコットキャラクター **くまっぴー**